告示

埼玉県告示第千三十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　許可番号

第二〇二三―一一―一号

二　雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市須ケ谷一丁目二百三十九番三外九筆

三　雨水流出抑制施設の容量

容量　八百四十五立方メートル